

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告示	ページ
◎共同漁業権及び区画漁業権の免許の内（漁業管理課） 容となるべき事項等の定め	1

### 高知県告示第373号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、共同漁業権及び区画漁業権の免許の内容となるべき事項、免許予定日、申請期間及び関係地区（区画漁業権にあつては、地元地区）を次のとおり定めた。

平成25年5月28日

高知県知事 尾崎 正直

第1 漁業権の漁場の位置及び区域、漁業の種類及び時期、関係地区（区画漁業権にあつては、地元地区）並びに制限又は条件

◎共同漁業権

1 公示番号 内共第101号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 仁淀川

イ 漁場の区域

点の位置  
 基点甲 高知市春野町仁ノ仁淀川河口左岸導流堤の場所打コンクリート堤突端漁場基点  
 基点乙 土佐市新居仁淀川河口右岸排水用水門漁場基点  
 基点丙 高知市春野町西畑大上岩漁場基点  
 基点丁 土佐市用石用石橋右岸端  
 ア 甲から磁針方位165度の線と最大高潮時の海岸線との交点  
 イ 乙から磁針方位165度の線と最大高潮時の海岸線との交点  
 アとイとを結ぶ直線から上流の丙と丁とを結ぶ直線までの仁淀川本・支流（高知市春野町仁ノ仁淀川左岸導流堤以東の仁淀川に接続した内水面を含む。）

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種共同漁業 す 11月1日から翌年5月31日まで  
 じゃおのり漁業

(3) 関係地区  
 高知市のうち春野町  
 土佐市  
 吾川郡いの町（平成16年10月1日の合併前の本川村（以下「日本川村」という。）の区域を除く。）  
 吾川郡仁淀川町  
 高岡郡佐川町  
 高岡郡越知町  
 高岡郡日高村

(4) 制限又は条件  
 なし

2 公示番号 内共第102号  
 (1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 新荘川  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 須崎市西町一丁目2番1号鐘撞き堂（旧国旗掲揚塔）  
 ア 甲から磁針方位212度の線と左岸との交点  
 イ 甲から磁針方位212度の線と右岸との交点  
 アとイとを結ぶ直線から上流の須崎市下分甲国道新荘川橋までの新荘川本・支流

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種共同漁業 す 10月1日から翌年4月30日まで  
 じゃおのり漁業

(3) 関係地区

須崎市  
 (4) 制限又は条件  
 なし

3 公示番号 内共第103号  
 (1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 四万十川  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 四万十市初崎立岩漁場基点  
 基点乙 四万十市下田四万十川河口左岸国土交通省0メートル距離標  
 基点丙 四万十市山路四万十川右岸国土交通省5,800メートル距離標  
 基点丁 四万十市井沢四万十川左岸井沢大岩  
 基点戊 四万十市竹島川と鍋島川との合流点の漁場基点  
 ア 戊から磁針方位260度の線と最大高潮時の海岸線との交点  
 イ 戊から磁針方位80度の線と最大高潮時の海岸線との交点  
 甲と乙とを結ぶ直線から上流の丙と丁とを結ぶ直線までの四万十川本流及びアとイとを結ぶ直線から下流の支流竹島川

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種共同漁業 す 10月1日から翌年5月31日まで  
 じゃおのり漁業  
 第一種共同漁業 ひ 10月1日から翌年5月31日まで  
 とえぐさ漁業

(3) 関係地区  
 四万十市のうち水戸、串江、下田、鍋島、竹島、井沢、山路、実崎、間崎、初崎、坂本、深木、津蔵淵及び名鹿

(4) 制限又は条件  
 なし

4 公示番号 内共第104号  
 (1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 松田川  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 宿毛市坂ノ下松田川河口左岸下り松鼻漁場基点  
 ア 甲から磁針方位359度の線と右岸との交点  
 甲とアとを結ぶ直線から上流の宿毛橋までの松田川本流

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期  
 第一種共同漁業 す 10月1日から翌年4月30日まで  
 じゃおのり漁業  
 第一種共同漁業 ひ 10月1日から翌年4月30日まで  
 とえぐさ漁業

(3) 関係地区  
 宿毛市のうち宿毛、新田及び坂ノ下

(4) 制限又は条件  
 なし

5 公示番号 内共第105号  
 (1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 四万十川  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 四万十市山路四万十川右岸国土交通省5,800メートル距離標  
 基点乙 四万十市井沢四万十川左岸井沢大岩  
 基点丙 四万十市坂本四万十川右岸国土交通省7,200メートル距離標  
 基点丁 四万十市不破四万十川左岸国土交通省7,200メートル距離標  
 甲と乙とを結ぶ直線から上流の丙と丁とを結ぶ直線までの四万十川本流及び国道中村大橋から下流の支流後川

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種共同漁業 す 10月1日から翌年5月31日まで  
 じゃおのり漁業

(3) 関係地区  
 四万十市のうち中村、不破、角崎、具同、坂本、山路、右山、古津賀、佐田及び三里

(4) 制限又は条件  
 なし

6 公示番号 内共第501号  
 (1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 野根川  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 安芸郡東洋町野根字浦漠丙1,619番地先野根海岸防潮堤南西端漁場基点  
 基点乙 安芸郡東洋町野根字番家谷甲1,237番地先野根漁港新防潮堤北端漁場基点  
 甲と乙とを結ぶ直線から上流の高知県と徳島県との県境までの野根川本・支流

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期

第五種共同漁業 あ 6月1日から12月31日まで  
ゆ漁業  
第五種共同漁業 う 1月1日から12月31日まで  
なぎ漁業  
第五種共同漁業 あ 3月1日から9月30日まで  
まご漁業  
第五種共同漁業 も 8月1日から11月30日まで  
くずがに漁業

(3) 関係地区  
安芸郡東洋町のうち野根

(4) 制限又は条件  
(2)に規定する漁業の種類にあつては、火光その他の照明を利用する網（網口の周囲が1メートル以下のすくい網を除く。以下同じ。）、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。

7 公示番号 内共第502号  
(1) 漁場の位置及び区域  
ア 漁場の位置 西の川  
イ 漁場の区域  
室戸市吉良川町国道吉良川大橋から上流の西の川本・支流

(2) 漁業の種類及び時期  
漁業の種類 漁業の時期  
第五種共同漁業 あ 6月1日から12月31日まで  
ゆ漁業  
第五種共同漁業 う 1月1日から12月31日まで  
なぎ漁業  
第五種共同漁業 あ 3月1日から9月30日まで  
まご漁業  
第五種共同漁業 も 8月1日から11月30日まで  
くずがに漁業

(3) 関係地区  
室戸市のうち吉良川町

(4) 制限又は条件  
(2)に規定する漁業の種類にあつては、火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。

8 公示番号 内共第503号  
(1) 漁場の位置及び区域  
ア 漁場の位置 羽根川  
イ 漁場の区域  
室戸市羽根町国道羽根川橋から上流の羽根川本・支流

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期  
第五種共同漁業 あ 6月1日から12月31日まで  
ゆ漁業  
第五種共同漁業 う 1月1日から12月31日まで  
なぎ漁業  
第五種共同漁業 あ 3月1日から9月30日まで  
まご漁業

(3) 関係地区  
室戸市のうち羽根町

(4) 制限又は条件  
(2)に規定する漁業の種類にあつては、火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。

9 公示番号 内共第504号  
(1) 漁場の位置及び区域  
ア 漁場の位置 奈半利川  
イ 漁場の区域  
点の位置  
基点甲 安芸郡奈半利町奈半利川河口左岸防潮堤南西端漁場基点  
基点乙 安芸郡田野町奈半利川河口右岸導流堤漁場基点  
甲と乙とを結ぶ直線から上流の安芸郡北川村久木魚梁瀬発電用えん堤までの奈半利川本・支流

(2) 漁業の種類及び時期  
漁業の種類 漁業の時期  
第五種共同漁業 あ 6月1日から12月31日まで  
ゆ漁業  
第五種共同漁業 う 1月1日から12月31日まで  
なぎ漁業  
第五種共同漁業 あ 1月1日から12月31日まで  
まご漁業  
第五種共同漁業 も 8月1日から11月30日まで  
くずがに漁業

(3) 関係地区  
安芸郡奈半利町  
安芸郡田野町  
安芸郡北川村

(4) 制限又は条件  
(2)に規定する漁業の種類にあつては、火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。ただし、あゆ漁業にあつては、う飼漁法による採捕は3件以内、火光その他の照

照明を利用する網による採捕は24件以内、建網による採捕は38件以内、瀬張網による採捕は4件以内の範囲で行うことができる。

10 公示番号 内共第505号  
(1) 漁場の位置及び区域  
ア 漁場の位置 奈半利川  
イ 漁場の区域  
安芸郡北川村久木魚梁瀬発電用えん堤から上流の奈半利川本・支流

(2) 漁業の種類及び時期  
漁業の種類 漁業の時期  
第五種共同漁業 あ 7月1日から12月31日まで  
ゆ漁業  
第五種共同漁業 う 1月1日から12月31日まで  
なぎ漁業  
第五種共同漁業 あ 3月1日から9月30日まで  
まご漁業

(3) 関係地区  
安芸郡馬路村のうち魚梁瀬

(4) 制限又は条件  
(2)に規定する漁業の種類にあつては、火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。

11 公示番号 内共第506号  
(1) 漁場の位置及び区域  
ア 漁場の位置 安田川  
イ 漁場の区域  
安芸郡安田町国道安田川大橋から上流の安田川本・支流

(2) 漁業の種類及び時期  
漁業の種類 漁業の時期  
第五種共同漁業 あ 6月1日から12月31日まで  
ゆ漁業  
第五種共同漁業 う 1月1日から12月31日まで  
なぎ漁業  
第五種共同漁業 あ 3月1日から9月30日まで  
まご漁業  
第五種共同漁業 も 8月1日から11月30日まで  
くずがに漁業

(3) 関係地区  
安芸郡安田町  
安芸郡馬路村（魚梁瀬を除く。）

(4) 制限又は条件  
(2)に規定する漁業の種類にあつては、火光その他の照

明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。ただし、あゆ漁業にあっては、う飼漁法による採捕は2件以内、火光その他の照明を利用する網による採捕は5件以内、瀬張網による採捕は3件以内の範囲で行うことができる。

12 公示番号 内共第507号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 伊尾木川及び安芸川

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 安芸市伊尾木伊尾木川河口左岸導流堤漁場基点

基点乙 安芸市東浜安芸川河口右岸導流堤漁場基点

ア 甲から磁針方位200度の線と最大高潮時の海岸線との交点

イ 伊尾木川河口左岸と最大高潮時の海岸線との接点

ウ 伊尾木川河口右岸と最大高潮時の海岸線との接点

エ 安芸川河口左岸と最大高潮時の海岸線との接点

オ 安芸川河口右岸と最大高潮時の海岸線との接点

カ 乙から磁針方位200度の線と最大高潮時の海岸線との交点

甲ア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカ乙を結ぶ7直線から上流の伊尾木川及び安芸川本・支流

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第五種共同漁業	あ 6月1日から12月31日まで ゆ漁業
第五種共同漁業	う 1月1日から12月31日まで なぎ漁業
第五種共同漁業	こ 1月1日から12月31日まで い漁業
第五種共同漁業	あ 3月1日から9月30日まで まご漁業
第五種共同漁業	も 8月1日から11月30日まで くずがに漁業

(3) 関係地区  
安芸市（赤野を除く。）

(4) 制限又は条件  
(2)に規定する漁業の種類にあっては、火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建

網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。

13 公示番号 内共第508号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 赤野川

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 安芸市赤野赤野川河口左岸赤岩漁場基点

ア 甲から磁針方位288度25分の線と右岸との交点

甲とアとを結ぶ直線から上流の赤野川本・支流

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第五種共同漁業	あ 6月1日から12月31日まで ゆ漁業
第五種共同漁業	う 1月1日から12月31日まで なぎ漁業
第五種共同漁業	こ 1月1日から12月31日まで い漁業
第五種共同漁業	あ 3月1日から9月30日まで まご漁業
第五種共同漁業	も 8月1日から11月30日まで くずがに漁業

(3) 関係地区  
安芸市のうち赤野  
香南市のうち夜須町羽尾  
安芸郡芸西村

(4) 制限又は条件  
(2)に規定する漁業の種類にあっては、火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。

14 公示番号 内共第509号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 物部川

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 香南市吉川町物部川河口左岸防潮堤漁場基点

基点乙 南国市久枝物部川河口右岸防潮堤漁場基点

ア 甲から磁針方位180度の線と最大高潮時の海岸線との交点

イ 物部川河口左岸と最大高潮時の海岸線との接点

ウ 物部川河口右岸と最大高潮時の海岸線との

接点

エ 乙から磁針方位180度の線と最大高潮時の海岸線との交点

甲ア、アイ、イウ、ウエ及びエ乙を結ぶ5直線から上流の物部川本・支流

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第五種共同漁業	あ 5月15日から12月31日まで ゆ漁業
第五種共同漁業	う 1月1日から12月31日まで なぎ漁業
第五種共同漁業	こ 1月1日から12月31日まで い漁業
第五種共同漁業	あ 1月1日から12月31日まで まご漁業
第五種共同漁業	も 8月1日から11月30日まで くずがに漁業

(3) 関係地区  
南国市  
香南市のうち香我美町、野市町及び吉川町  
香美市のうち香北町、土佐山田町及び物部町

(4) 制限又は条件  
(2)に規定する漁業の種類にあっては、火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。ただし、あゆ漁業にあっては、建網による採捕は、50件以内の範囲で行うことができる。

15 公示番号 内共第510号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 吉野川

イ 漁場の区域

吉野川中高知県と徳島県との県境から上流の吾川郡いの町高敷発電用えん堤までの本・支流

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第五種共同漁業	あ 6月1日から12月31日まで ゆ漁業
第五種共同漁業	う 1月1日から12月31日まで なぎ漁業
第五種共同漁業	こ 1月1日から12月31日まで い漁業
第五種共同漁業	あ 1月1日から12月31日まで まご漁業
第五種共同漁業	も 8月1日から11月30日まで

くずがに漁業  
 (3) 関係地区  
 南国市のうち黒滝、桑ノ川、大改野及び中ノ川  
 香美市のうち土佐山田町(繁藤、西又、北滝本、榎谷及び上穴内に限る。)  
 長岡郡本山町  
 長岡郡大豊町  
 土佐郡土佐町  
 土佐郡大川村  
 吾川郡いの町のうち高藪  
 (4) 制限又は条件  
 (2)に規定する漁業の種類にあつては、火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。ただし、あゆ漁業にあつては、火光その他の照明を利用する網による採捕は40件以内、建網による採捕は65件以内、瀬張網による採捕は23件以内の範囲で行うことができる。

16 公示番号 内共第511号  
 (1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 吉野川  
 イ 漁場の区域  
 吾川郡いの町高藪発電用えん堤から上流の吉野川本・支流  
 (2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第五種共同漁業 あ 7月1日から12月31日まで  
 ゆ漁業  
 第五種共同漁業 こ 1月1日から12月31日まで  
 い漁業  
 第五種共同漁業 あ 1月1日から12月31日まで  
 あまご漁業  
 (3) 関係地区  
 吾川郡いの町のうち足谷、越裏門、大森、葛原、桑瀬、高藪、寺川、戸中、長沢、中野川及び脇ノ山  
 (4) 制限又は条件  
 (2)に規定する漁業の種類にあつては、火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。ただし、あゆ漁業及びあまご漁業にあつては、建網による採捕は、1件以内の範囲で行うことができる。

17 公示番号 内共第512号  
 (1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 鏡川

イ 漁場の区域  
 高知市九反田雑喉場橋から上流の鏡川本・支流  
 (2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第五種共同漁業 あ 6月1日から12月31日まで  
 ゆ漁業  
 第五種共同漁業 う 1月1日から12月31日まで  
 なぎ漁業  
 第五種共同漁業 こ 1月1日から12月31日まで  
 い漁業  
 第五種共同漁業 あ 3月1日から9月30日まで  
 まご漁業  
 第五種共同漁業 も 8月1日から11月30日まで  
 くずがに漁業  
 (3) 関係地区  
 高知市(布師田、一宮、介良、三里、長浜及び大津を除く。)  
 (4) 制限又は条件  
 (2)に規定する漁業の種類にあつては、火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。ただし、あゆ漁業にあつては、建網による採捕は20件以内、しめなわ漁業による採捕は20件以内の範囲で行うことができる。

18 公示番号 内共第513号  
 (1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 仁淀川  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 高知市春野町仁ノ仁淀川河口左岸導流堤の場所打コンクリート堤突端漁場基点  
 基点乙 土佐市新居仁淀川河口右岸排水用水門漁場基点  
 ア 甲から磁針方位165度の線と最大高潮時の海岸線との交点  
 イ 乙から磁針方位165度の線と最大高潮時の海岸線との交点  
 アとイとを結ぶ直線から上流の高知県と愛媛県との県境までの仁淀川本・支流(高知市春野町仁ノ仁淀川左岸導流堤以東の仁淀川に接続した内水面を含む。)  
 (2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第五種共同漁業 あ 5月15日から翌年1月31日まで  
 ゆ漁業  
 第五種共同漁業 う 1月1日から12月31日まで

なぎ漁業  
 第五種共同漁業 こ 1月1日から12月31日まで  
 い漁業  
 第五種共同漁業 あ 1月1日から12月31日まで  
 まご漁業  
 第五種共同漁業 も 8月1日から11月30日まで  
 くずがに漁業  
 (3) 関係地区  
 高知市のうち春野町  
 土佐市  
 吾川郡いの町(旧本川村の区域を除く。)  
 吾川郡仁淀川町  
 高岡郡佐川町  
 高岡郡越知町  
 高岡郡日高村  
 (4) 制限又は条件  
 (2)に規定する漁業の種類にあつては、火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。ただし、あゆ漁業にあつては、う飼漁業による採捕は6件以内、火光その他の照明を利用する網による採捕は100件以内、瀬張網による採捕は14件以内、まき網による採捕は3件以内(高岡郡越知町野老山発電用えん堤から下流を操業区域とするものとする。)の範囲で行うことができる。

19 公示番号 内共第514号  
 (1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 新莊川  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 須崎市西町一丁目2番1号鐘撞き堂(旧国旗掲揚塔)  
 ア 甲から磁針方位212度の線と左岸との交点  
 イ 甲から磁針方位212度の線と右岸との交点  
 アとイとを結ぶ直線から上流の新莊川本・支流  
 (2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第五種共同漁業 あ 5月15日から12月31日まで  
 ゆ漁業  
 第五種共同漁業 う 1月1日から12月31日まで  
 なぎ漁業  
 第五種共同漁業 こ 1月1日から12月31日まで  
 い漁業  
 第五種共同漁業 も 8月1日から11月30日まで  
 くずがに漁業

(3) 関係地区  
須崎市  
高岡郡津野町（平成17年2月1日の合併前の東津野村（以下「旧東津野村」という。）の区域を除く。）

(4) 制限又は条件  
(2)に規定する漁業の種類にあつては、火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。

20 公示番号 内共第515号

(1) 漁場の位置及び区域  
ア 漁場の位置 四万十川  
イ 漁場の区域  
高岡郡四万十町家地川発電用えん堤から上流の四万十川本・支流

(2) 漁業の種類及び時期  
漁業の種類 漁業の時期  
第五種共同漁業 あ 5月15日から12月31日まで  
ゆ漁業  
第五種共同漁業 う 1月1日から12月31日まで  
なぎ漁業  
第五種共同漁業 あ 3月1日から9月30日まで  
まご漁業

(3) 関係地区  
高岡郡中土佐町（平成18年1月1日の合併前の中土佐町の区域を除く。）  
高岡郡津野町（旧東津野村の区域（船戸、西倉川、桑ヶ市及び岩土に限る。）に限る。）  
高岡郡四万十町（平成18年3月20日の合併前の窪川町（以下「旧窪川町」という。）の区域（興津及び志和に限る。）、同日の合併前の大正町の区域及び同日の合併前の十和村の区域を除く。）

(4) 制限又は条件  
(2)に規定する漁業の種類にあつては、火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。ただし、あゆ漁業にあつては、火光その他の照明を利用する建網による採捕は58件以内、瀬張網による採捕は10件以内の範囲で行うことができる。

21 公示番号 内共第516号

(1) 漁場の位置及び区域  
ア 漁場の位置 四万十川  
イ 漁場の区域  
点の位置

基点甲 四万十市初崎立岩漁場基点  
基点乙 四万十市下田四万十川河口左岸国土交通省0メートル距離標  
甲と乙とを結ぶ直線から上流の高岡郡四万十町下道発電用えん堤、高岡郡四万十町家地川発電用えん堤及び高知県と愛媛県との県境までの四万十川本・支流

(2) 漁業の種類及び時期  
漁業の種類 漁業の時期  
第五種共同漁業 あ 6月1日から翌年1月31日まで  
ゆ漁業  
第五種共同漁業 う 1月1日から12月31日まで  
なぎ漁業  
第五種共同漁業 こ 1月1日から12月31日まで  
い漁業  
第五種共同漁業 あ 3月1日から9月30日まで  
まご漁業  
第五種共同漁業 も 8月1日から11月30日まで  
くずがに漁業

(3) 関係地区  
宿毛市のうち山奈及び平田四万十市  
高岡郡四万十町（旧窪川町の区域を除く。）

(4) 制限又は条件  
(2)に規定する漁業の種類にあつては、火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。ただし、あゆ漁業にあつては火光その他の照明を利用する建網による採捕は435件以内、地びき網による採捕は6件以内、まき刺網による採捕は3件以内、しめなわ漁法による採捕は45件以内の範囲で、こい漁業にあつては建網による採捕は50件以内、まき刺網による採捕は10件以内の範囲で行うことができる。

22 公示番号 内共第517号

(1) 漁場の位置及び区域  
ア 漁場の位置 松田川  
イ 漁場の区域  
点の位置  
基点甲 宿毛市坂ノ下松田川河口左岸下り松鼻漁場基点  
ア 甲から磁針方位359度の線と右岸との交点  
甲とアとを結ぶ直線から上流の高知県と愛媛県との県境までの松田川本・支流

(2) 漁業の種類及び時期  
漁業の種類 漁業の時期

第五種共同漁業 あ 6月1日から12月31日まで  
ゆ漁業  
第五種共同漁業 う 1月1日から12月31日まで  
なぎ漁業  
第五種共同漁業 こ 1月1日から12月31日まで  
い漁業  
第五種共同漁業 あ 3月1日から9月30日まで  
まご漁業  
第五種共同漁業 も 8月1日から11月30日まで  
くずがに漁業

(3) 関係地区  
宿毛市のうち宿毛、新田、坂ノ下、和田、二ノ宮、中角、小川、山北及び橋上町

(4) 制限又は条件  
(2)に規定する漁業の種類にあつては、火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。ただし、あゆ漁業にあつては火光その他の照明を利用する建網による採捕は42件以内の範囲で、こい漁業にあつては建網による採捕は3件以内の範囲で行うことができる。

◎区画漁業権  
1 公示番号 内区第101号

(1) 漁場の位置及び区域  
ア 漁場の位置 四万十市間崎間崎島東側地先  
イ 漁場の区域  
点の位置  
基点甲 四万十市間崎四万十川右岸国土交通省1,400メートル距離標  
基点乙 四万十市間崎四万十川右岸国土交通省1,600メートル距離標  
ア 甲から乙を見通した線から右に145度40分の線上甲から172メートルの点  
イ 甲から乙を見通した線から右に161度10分の線上甲から153メートルの点  
ウ 乙から甲を見通した線から左に171度10分の線上乙から177メートルの点  
エ 乙から甲を見通した線から左に150度50分の線上乙から201メートルの点  
オ 甲から乙を見通した線から右に96度50分の線上甲から110メートルの点  
アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアを結ぶ5直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 藻 10月1日から翌年5月31日まで  
類養殖業

(3) 地元地区  
四万十市のうち間崎及び津蔵淵

(4) 制限又は条件  
なし

2 公示番号 内区第102号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 四万十市下田大島南側地先

イ 漁場の区域  
点の位置  
基点甲 四万十市初崎四万十川右岸国土交通省  
1,000メートル距離標  
基点乙 四万十市間崎四万十川右岸国土交通省  
1,400メートル距離標  
ア 甲から乙を見通した線から左に1度20分の  
線上甲から286メートルの点  
イ 甲から乙を見通した線から左に22度30分の  
線上甲から300メートルの点  
ウ 甲から乙を見通した線から左に38度30分の  
線上甲から225メートルの点  
エ 甲から乙を見通した線から左に30度の線上  
甲から110メートルの点  
アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ  
た区域

(2) 漁業の種類及び時期  
漁業の種類 漁業の時期  
第一種区画漁業 藻 10月1日から翌年5月31日まで  
類養殖業

(3) 地元地区  
四万十市のうち水戸、下田、鍋島及び竹島

(4) 制限又は条件  
なし

3 公示番号 内区第103号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 四万十市下田大島南側地先

イ 漁場の区域  
点の位置  
基点甲 四万十市初崎四万十川右岸国土交通省  
1,000メートル距離標  
基点乙 四万十市間崎四万十川右岸国土交通省  
1,400メートル距離標  
ア 甲から乙を見通した線から右に110度50分  
の線上甲から241メートルの点  
イ 甲から乙を見通した線から右に74度20分の

線上甲から196メートルの点  
ウ 甲から乙を見通した線から右に65度30分の  
線上甲から375メートルの点  
エ 甲から乙を見通した線から右に70度10分の  
線上甲から381メートルの点  
オ 甲から乙を見通した線から右に86度20分の  
線上甲から241メートルの点  
カ 甲から乙を見通した線から右に97度10分の  
線上甲から261メートルの点  
アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアを結ぶ6直線  
により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
漁業の種類 漁業の時期  
第一種区画漁業 藻 10月1日から翌年5月31日まで  
類養殖業

(3) 地元地区  
四万十市のうち水戸、下田、鍋島及び竹島

(4) 制限又は条件  
なし

4 公示番号 内区第104号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 四万十市下田四万十川左岸導流堤東側地  
先

イ 漁場の区域  
点の位置  
基点甲 四万十市下田導流堤四万十川左岸国土交通  
省400メートル距離標  
基点乙 四万十市下田導流堤四万十川左岸国土交通  
省1,200メートル距離標  
基点丙 四万十市下田導流堤四万十川左岸国土交通  
省2,000メートル距離標  
ア 甲から乙を見通した線から右に155度20分  
の線上甲から182メートルの点  
イ 甲から乙を見通した線から右に150度30分  
の線上甲から83メートルの点  
ウ 甲から乙を見通した線から右に11度40分の  
線上甲から153メートルの点  
エ 甲から乙を見通した線から右に10度の線上  
甲から152メートルの点  
オ 乙から甲を見通した線から左に3度の線上  
乙から334メートルの点  
カ 乙から甲を見通した線から左に55度50分の  
線上乙から52メートルの点  
キ 乙から甲を見通した線から左に145度50分  
の線上乙から115メートルの点

ク 乙から甲を見通した線から左に134度20分  
の線上乙から134メートルの点  
ケ 乙から甲を見通した線から左に150度20分  
の線上乙から254メートルの点  
コ 丙から乙を見通した線から左に35度10分の  
線上丙から217メートルの点  
サ 丙から乙を見通した線から左に106度40分  
の線上丙から368メートルの点  
シ 丙から乙を見通した線から左に101度50分  
の線上丙から371メートルの点  
ス 丙から乙を見通した線から左に59度の線上  
丙から256メートルの点  
セ 丙から乙を見通した線から左に22度20分の  
線上丙から342メートルの点  
ソ 乙から甲を見通した線から左に139度40分  
の線上乙から282メートルの点  
タ 乙から甲を見通した線から左に29度線上乙  
から242メートルの点  
チ 乙から甲を見通した線から左に15度10分の  
線上乙から253メートルの点  
アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、  
ケコ、コサ、サシ、シス、スセ、セソ、ソタ、タチ及び  
チアを結ぶ17直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
漁業の種類 漁業の時期  
第一種区画漁業 藻 10月1日から翌年5月31日まで  
類養殖業

(3) 地元地区  
四万十市のうち水戸、下田、鍋島及び竹島

(4) 制限又は条件  
なし

第2 漁業権の及ばない区域  
漁場の敷地が他人の所有に属する区域又は水面が他人の占有  
に係る区域であって、その所有者又は占有者の同意がないもの

第3 免許予定日  
平成25年9月1日

第4 免許申請期間  
平成25年6月4日から同年7月19日まで

第5 漁業権の存続期間  
1 共同漁業権 免許の日から平成35年8月31日まで  
2 区画漁業権 免許の日から平成30年8月31日まで  
(この告示による共同漁業権及び区画漁業権の漁場図は、高知  
県水産振興部漁業管理課に備え置いて縦覧に供する。)

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

### 告示

- 区画漁業権の免許の内容となるべき事（漁業管理課） 2  
項等の定め



平成30年5月10日  
**高知県告示第453号**  
 漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、  
 区画漁業権の免許の内容となるべき事項、免許予定日、申請期間  
 及び地元地区を次のとおり定めた。  
 平成30年5月29日  
 高知県知事 尾崎 正直

第1 漁業権の漁場の位置及び区域、漁業の種類及び時期、地元  
 地区並びに制限又は条件  
 ◎区画漁業権（6件）  
 1 公示番号 内区第101号  
 (1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 四万十市間崎間崎島東側地先  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 四万十市間崎四万十川右岸国土交通省  
 1,400メートル距離標  
 基点乙 四万十市間崎四万十川右岸国土交通省  
 1,600メートル距離標  
 ア 甲から乙を見通した線から右に145度40分  
 の線上甲から172メートルの点  
 イ 甲から乙を見通した線から右に161度10分  
 の線上甲から153メートルの点  
 ウ 乙から甲を見通した線から左に171度10分  
 の線上乙から177メートルの点  
 エ 乙から甲を見通した線から左に150度50分  
 の線上乙から201メートルの点  
 オ 甲から乙を見通した線から右に96度50分の  
 線上甲から110メートルの点  
 アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアを結ぶ5直線により  
 囲まれた区域  
 (2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 藻 10月1日から翌年5月31日まで  
 類養殖業  
 (3) 地元地区  
 四万十市のうち間崎及び津蔵淵  
 (4) 制限又は条件  
 なし

2 公示番号 内区第102号  
 (1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 四万十市下田大島南側地先  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 四万十市初崎四万十川右岸国土交通省  
 1,000メートル距離標  
 基点乙 四万十市間崎四万十川右岸国土交通省  
 1,400メートル距離標  
 ア 甲から乙を見通した線から左に1度20分の  
 線上甲から286メートルの点  
 イ 甲から乙を見通した線から左に22度30分の  
 線上甲から300メートルの点  
 ウ 甲から乙を見通した線から左に38度30分の  
 線上甲から225メートルの点  
 エ 甲から乙を見通した線から左に30度の線上  
 甲から110メートルの点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ  
 た区域  
 (2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 藻 10月1日から翌年5月31日まで  
 類養殖業  
 (3) 地元地区  
 四万十市のうち水戸、下田、鍋島及び竹島  
 (4) 制限又は条件  
 なし

3 公示番号 内区第103号  
 (1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 四万十市下田大島南側地先  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 四万十市初崎四万十川右岸国土交通省  
 1,000メートル距離標  
 基点乙 四万十市間崎四万十川右岸国土交通省  
 1,400メートル距離標  
 ア 甲から乙を見通した線から右に110度50分  
 の線上甲から241メートルの点  
 イ 甲から乙を見通した線から右に74度20分の

線上甲から196メートルの点  
 ウ 甲から乙を見通した線から右に65度30分の  
 線上甲から375メートルの点  
 エ 甲から乙を見通した線から右に70度10分の  
 線上甲から381メートルの点  
 オ 甲から乙を見通した線から右に86度20分の  
 線上甲から241メートルの点  
 カ 甲から乙を見通した線から右に97度10分の  
 線上甲から261メートルの点  
 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアを結ぶ6直線  
 により囲まれた区域  
 (2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 藻 10月1日から翌年5月31日まで  
 類養殖業  
 (3) 地元地区  
 四万十市のうち水戸、下田、鍋島及び竹島  
 (4) 制限又は条件  
 なし

4 公示番号 内区第104号  
 (1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 四万十市下田四万十川左岸導流堤東側地  
 先  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 四万十市下田導流堤四万十川左岸国土交通  
 省400メートル距離標  
 基点乙 四万十市下田導流堤四万十川左岸国土交通  
 省1,200メートル距離標  
 基点丙 四万十市下田導流堤四万十川左岸国土交通  
 省2,000メートル距離標  
 ア 甲から乙を見通した線から右に155度20分  
 の線上甲から182メートルの点  
 イ 甲から乙を見通した線から右に150度30分  
 の線上甲から83メートルの点  
 ウ 甲から乙を見通した線から右に11度40分の  
 線上甲から153メートルの点  
 エ 甲から乙を見通した線から右に10度の線上  
 甲から152メートルの点  
 オ 乙から甲を見通した線から左に3度の線上  
 乙から334メートルの点  
 カ 乙から甲を見通した線から左に55度50分の  
 線上乙から52メートルの点  
 キ 乙から甲を見通した線から左に145度50分  
 の線上乙から115メートルの点

<p>ク 乙から甲を見通した線から左に134度20分の線上乙から134メートルの点</p> <p>ケ 乙から甲を見通した線から左に150度20分の線上乙から254メートルの点</p> <p>コ 丙から乙を見通した線から左に35度10分の線上丙から217メートルの点</p> <p>サ 丙から乙を見通した線から左に106度40分の線上丙から368メートルの点</p> <p>シ 丙から乙を見通した線から左に101度50分の線上丙から371メートルの点</p> <p>ス 丙から乙を見通した線から左に59度の線上丙から256メートルの点</p> <p>セ 丙から乙を見通した線から左に22度20分の線上丙から342メートルの点</p> <p>ソ 乙から甲を見通した線から左に139度40分の線上乙から282メートルの点</p> <p>タ 乙から甲を見通した線から左に29度線上乙から242メートルの点</p> <p>チ 乙から甲を見通した線から左に15度10分の線上乙から253メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシ、シス、スセ、セソ、ソタ、タチ及びチアを結ぶ17直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期  漁業の種類 漁業の時期  第一種区画漁業 藻 10月1日から翌年5月31日まで  類養殖業</p> <p>(3) 地元地区  四万十市のうち水戸、下田、鍋島及び竹島</p> <p>(4) 制限又は条件  次の区域においては、船舶の航行を妨げてはならない。  点の位置  基点甲 四万十市下田導流堤四万十川左岸国土交通省400メートル距離標  基点乙 四万十市下田導流堤四万十川左岸国土交通省1,200メートル距離標  ア 甲から乙を見通した線から右に155度20分の線上甲から182メートルの点  イ 甲から乙を見通した線から右に154度10分の線上甲から141メートルの点  ウ 甲から乙を見通した線から右に144度30分の線上甲から129メートルの点  アイ、イウ及びウアを結ぶ3直線により囲まれた区域</p> <p>5 公示番号 内区第105号  (1) 漁場の位置及び区域</p>	<p>ア 漁場の位置 四万十市下田四万十川左岸導流堤西側地先</p> <p>イ 漁場の区域  点の位置  基点甲 四万十市下田導流堤四万十川左岸国土交通省1,600メートル距離標  基点乙 四万十市下田導流堤四万十川左岸国土交通省2,000メートル距離標  ア 甲から乙を見通した線から左に90度14分の線上甲から191メートルの点  イ 甲から乙を見通した線から左に85度46分の線上甲から107メートルの点  ウ 甲から乙を見通した線から左に147度2分の線上甲から168メートルの点  エ 甲から乙を見通した線から左に130度26分の線上甲から231メートルの点  アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期  漁業の種類 漁業の時期  第一種区画漁業 藻 10月1日から翌年5月31日まで  類養殖業</p> <p>(3) 地元地区  四万十市のうち間崎、津蔵淵、水戸、下田、鍋島及び竹島</p> <p>(4) 制限又は条件  なし</p> <p>6 公示番号 内区第106号  (1) 漁場の位置及び区域  ア 漁場の位置 四万十市下田大島東側地先  イ 漁場の区域  点の位置  基点甲 四万十市下田導流堤四万十川左岸国土交通省1,600メートル距離標  基点乙 四万十市下田導流堤四万十川左岸国土交通省2,000メートル距離標  ア 甲から乙を見通した線から左に70度12分の線上甲から541メートルの点  イ 甲から乙を見通した線から左に63度44分の線上甲から479メートルの点  ウ 甲から乙を見通した線から左に79度28分の線上甲から386メートルの点  エ 甲から乙を見通した線から左に84度46分の線上甲から461メートルの点  アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ</p>	<p>た区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期  漁業の種類 漁業の時期  第一種区画漁業 藻 10月1日から翌年5月31日まで  類養殖業</p> <p>(3) 地元地区  四万十市のうち間崎、津蔵淵、水戸、下田、鍋島及び竹島</p> <p>(4) 制限又は条件  なし</p> <p>第2 漁業権の及ばない区域  漁場の敷地が他人の所有に属する区域又は水面が他人の占有に係る区域であって、その所有者又は占有者の同意がないもの</p> <p>第3 免許予定日  平成30年9月1日</p> <p>第4 漁業権の免許申請期間  平成30年6月4日から同年7月19日まで</p> <p>第5 漁業権の存続期間  免許の日から平成35年8月31日まで  (この告示による区画漁業権の漁場図は、高知県水産振興部漁業管理課に備え置いて縦覧に供する。)</p>
---	---	---

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	<p>発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)</p>
-----------------------------------	--

目次	ページ
告示 ○共同漁業及び区画漁業の免許 (漁業管理課)	1

-----  
告 示  
-----

**高知県告示第544号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、次のとおり共同漁業及び区画漁業を平成25年9月1日に免許した。

平成25年9月1日

高知県知事 尾崎 正直

◎共同漁業権（第一種）（5件）

漁場計画の公示の際の公示番号及び免許番号	漁業権者の住所及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	免許の内容	制限又は条件	存続期間
内共第101号	吾川郡いの町4055番地5 仁淀川漁業協同組合 代表理事 麻岡 博	平成25年5月高知県告示第373号の通り	なし	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
内共第102号	須崎市西町一丁目14番2号 新荘川漁業協同組合 代表理事 森 勲	〃	〃	〃

内共第103号	四万十市鍋島1044番地1 四万十川下流漁業協同組合 代表理事 沖 階吉	〃	〃	〃
内共第104号	宿毛市橋上町橋上ヲカハタケ1038番地1 松田川漁業協同組合 代表理事 篠原 充廣	〃	〃	〃
内共第105号	四万十市中村四万十町25番地 四万十川中央漁業協同組合 代表理事 岡山 静夫 四万十市鍋島1044番地1 四万十川下流漁業協同組合 代表理事 沖 階吉	〃	〃	〃

◎共同漁業権（第五種）（17件）

漁場計画の公示の際の公示番号及び免許番号	漁業権者の住所及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	免許の内容	制限又は条件	存続期間
内共第501号	安芸郡東洋町野根丙1428番地1 野根川漁業協同組合 代表理事 前川 泰男	平成25年5月高知県告示第373号の	火光その他の照明を利用する網（網口の周囲が1メートル以下のすくい網を除く。以下同じ。）、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、ま	平成25年9月1日から平成35年8月

		とおり	き刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。	31日まで
内共第502号	室戸市吉良川町乙1937番地 吉良川淡水漁業協同組合 代表理事 田原 達彦	〃	〃	〃
内共第503号	室戸市羽根町甲877番地 羽根川淡水漁業協同組合 代表理事 大石 勝	〃	〃	〃
内共第504号	安芸郡奈半利町ナカズ後乙1419番地10 奈半利川淡水漁業協同組合 代表理事 岩内 久実	〃	火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。ただし、あゆ漁業にあつては、う飼漁法による採捕は3件以内、火光その他の照明を利用する網による採捕は24件以内、建網による採捕は38件以内、瀬張網による採捕は4件以内の範囲で行うことができる。	〃
内共第505号	安芸郡馬路村魚梁瀬10番地8 魚梁瀬淡水漁業	〃	火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、	〃

	協同組合 代表 理事 萩野 泰 久		張網、瀬張網、建 網、まき刺網、上 り落しうえ、う飼 漁法及びしめなわ 漁法による採捕 は、行うことが できない。		
内共第 506号	安芸郡安田町西島 372番地 安田川漁業協同 組合 代表理事 吉川 照彦	〃	火光その他の照明 を利用する網、ま き網、地びき網、 張網、瀬張網、建 網、まき刺網、上 り落しうえ、う飼 漁法及びしめなわ 漁法による採捕 は、行うことが できない。ただし、 あゆ漁業にあって は、う飼漁法によ る採捕は2件以 内、火光その他の 照明を利用する網 による採捕は5件 以内、瀬張網によ る採捕は3件以 内の範囲で行うこ とができる。	〃	火光その他の照明 を利用する網、ま き網、地びき網、 張網、瀬張網、建 網、まき刺網、上 り落しうえ、う飼 漁法及びしめなわ 漁法による採捕 は、行うことが できない。ただし、 あゆ漁業にあって は、建網による採 捕は、50件以内 の範囲で行うこ とができる。
内共第 507号	安芸市川北甲943 番地10 芸陽漁業協同組 合 代表理事 樋口 清允	〃	火光その他の照明 を利用する網、ま き網、地びき網、 張網、瀬張網、建 網、まき刺網、上 り落しうえ、う飼 漁法及びしめなわ 漁法による採捕 は、行うことが できない。	〃	火光その他の照明 を利用する網、ま き網、地びき網、 張網、瀬張網、建 網、まき刺網、上 り落しうえ、う飼 漁法及びしめなわ 漁法による採捕 は40件以内、建 網による採捕は 65件以内、瀬張 網による採捕は 23件以内の範囲 で行うことができ る。
内共第 508号	安芸市赤野乙44番 地 赤野川漁業協同 組合 代表理事 野町 章	〃	〃	〃	火光その他の照明 を利用する網、ま き網、地びき網、 張網、瀬張網、建 網、まき刺網、上 り落しうえ、う飼 漁法及びしめなわ 漁法による採捕 は100件以内、瀬 張網に
内共第 509号	香美市土佐山田町 山田1865番地 物部川漁業協同 組合 代表理事 山本 幹男	〃	〃	〃	〃
内共第 510号	長岡郡本山町本山 530番地 嶺北漁業協同組 合 代表理事 杉本 嘉彦	〃	〃	〃	〃
内共第 511号	吾川郡いの町戸中 81番地4 いの町本川漁業 協同組合 代表 理事 石川 信 博	〃	〃	〃	〃
内共第 512号	高知市鏡川町カツ ラ原104番地2 地 先 鏡川漁業協同組 合 代表理事 高橋 徹	〃	〃	〃	〃
内共第 513号	吾川郡いの町4055 番地5 仁淀川漁業協同 組合 代表理事 麻岡 博	〃	〃	〃	〃

			よる採捕は14件以内、まき網による採捕は3件以内(高岡郡越知町野老山発電用えん堤から下流を操業区域とするものとする。)の範囲で行うことができる。		
内共第514号	須崎市西町一丁目14番2号 新荘川漁業協同組合 代表理事 森 勲	〃	火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。	〃	
内共第515号	高岡郡四万十町榑山町7番12号 四万十川上流淡水漁業協同組合 代表理事 池田 十三生	〃	火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。ただし、あゆ漁業にあっては、火光その他の照明を利用する建網による採捕は58件以内、瀬張網による採捕は10件以内の範囲で行うことができる。	〃	
内共第516号	四万十市不破申田山1778番地2 四万十川漁業協同組合連合会 代表理事 土居	〃	火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上	〃	
				武夫	
					り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。ただし、あゆ漁業にあっては火光その他の照明を利用する建網による採捕は435件以内、地びき網による採捕は6件以内、まき刺網による採捕は3件以内、しめなわ漁法による採捕は45件以内の範囲で、こい漁業にあっては建網による採捕は50件以内、まき刺網による採捕は10件以内の範囲で行うことができる。
内共第517号	宿毛市橋上町橋上 フカハタケ1038番地1 松田川漁業協同組合 代表理事 篠原 充廣	〃	火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。ただし、あゆ漁業にあっては火光その他の照明を利用する建網による採捕は42件以内の範囲で、こい漁業にあっては建網による採捕は3件以内の範囲で行うことができる。	〃	
◎区画漁業権(第一種 藻類)(4件)					
漁場計画の公示の際の公示番号及び免許番号	漁業権者の住所及び氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	免許の内容	制限又は条件	存続期間	
内区第101号	四万十市鍋島1044番地1 四万十川下流漁業協同組合 代表理事 沖 階吉	平成25年5月高知県告示第373号のとおり	なし	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
内区第102号	〃	〃	〃	〃	
内区第103号	〃	〃	〃	〃	
内区第104号	〃	〃	〃	〃	

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告示	ページ
○区画漁業の免許 (漁業管理課)	8

-----  
告 示  
-----

漁場計画の公示の際の公示番号及び免許番号	漁業権者の住所及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	免許の内容	制限又は条件	存続期間
内区第101号	四万十市鍋島1044番地1 四万十川下流漁業協同組合 代表理事 沖辰巳	平成30年5月高知県告示第453号のとおり	なし	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで
内区第102号	〃	〃	〃	〃
内区第103号	〃	〃	〃	〃
内区第104号	〃	〃	平成30年5月高知県告示第453号で定める区域においては、船舶の航行を妨げてはならない。	〃
内区第105号	〃	〃	なし	〃
内区第106号	〃	〃	〃	〃

**高知県告示第694号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、次のとおり区画漁業を平成30年9月1日に免許した。

平成30年9月1日

高知県知事 尾崎 正直

◎区画漁業権（第一種 藻類）（6件）

\_\_\_\_\_